

海田町地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

令和6年3月

海田町

## 目次

1	背景	3
2	基本的事項	4
(1)	目的	4
(2)	対象とする範囲	4
(3)	対象とする温室効果ガス	4
(4)	計画期間	4
(5)	上位計画及び関連計画との位置付け	5
3	温室効果ガスの排出状況	6
(1)	「温室効果ガス総排出量」	6
4	温室効果ガスの排出削減目標	8
(1)	目標設定の考え方	8
(2)	温室効果ガスの削減目標	8
5	目標達成に向けた取組	8
(1)	取組の基本方針	8
(2)	具体的な取組内容	8
6	進捗管理体制と進捗状況の公表	9
(1)	推進体制	9
(2)	点検・評価・見直し体制	9
(3)	進捗状況の公表	10

## 1 背景

地球温暖化問題は、予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

### 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		<b>14.08</b>	<b>7.60</b>	<b>▲46%</b>	<b>▲26%</b>
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。				-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

## 2 基本的事項

### (1) 目的

海田町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「海田町事務事業編」といいます。)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、海田町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2) 対象とする範囲

海田町事務事業編の対象範囲は、下の表の町が所有する施設及び町が設置する街灯とします。

#### 対象施設

役場庁舎	国信浄水場
加藤会館	蟹原浄水場
真田会館	海田小学校
環境センター	海田東小学校
ひまわりプラザ	海田西小学校
町民センター	海田南小学校
海田児童館	海田中学校
つくも保育所	海田西中学校
福祉センター	海田町立図書館
シルバープラザ	織田幹雄スクエア
保健センター	海田東公民館
海田総合公園	ふるさと館

### (3) 対象とする温室効果ガス

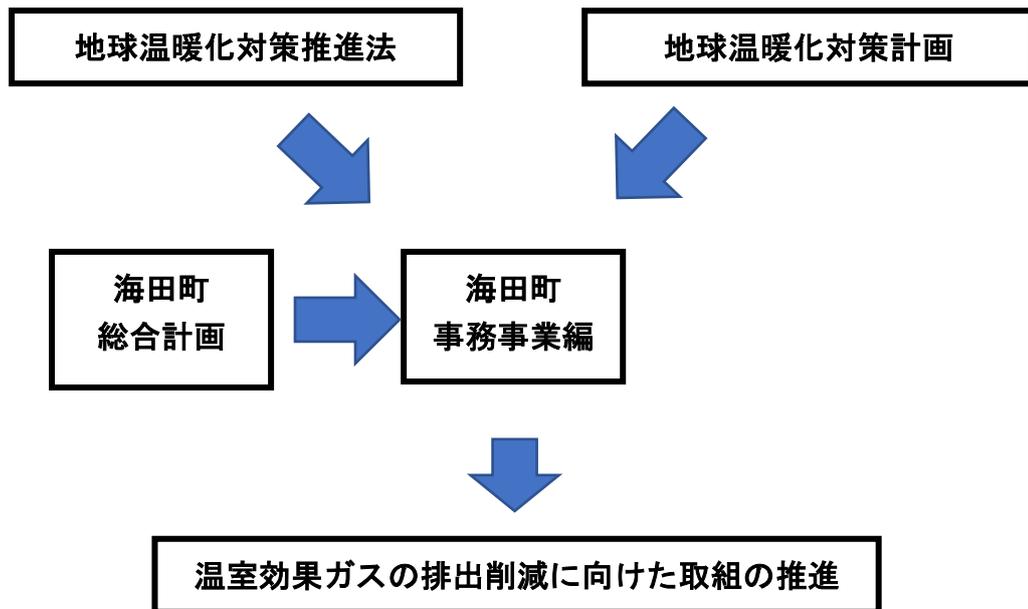
海田町には下水処理施設や麻酔剤(笑気ガス)を使用する大規模病院は存在しないため、CH<sub>4</sub>やN<sub>2</sub>O等の排出による影響は小さいことから、海田町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)のみとします。

### (4) 計画期間

2023年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2027年度に、計画の見直しを行います。

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

海田町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び海田町総合計画に即して策定します。

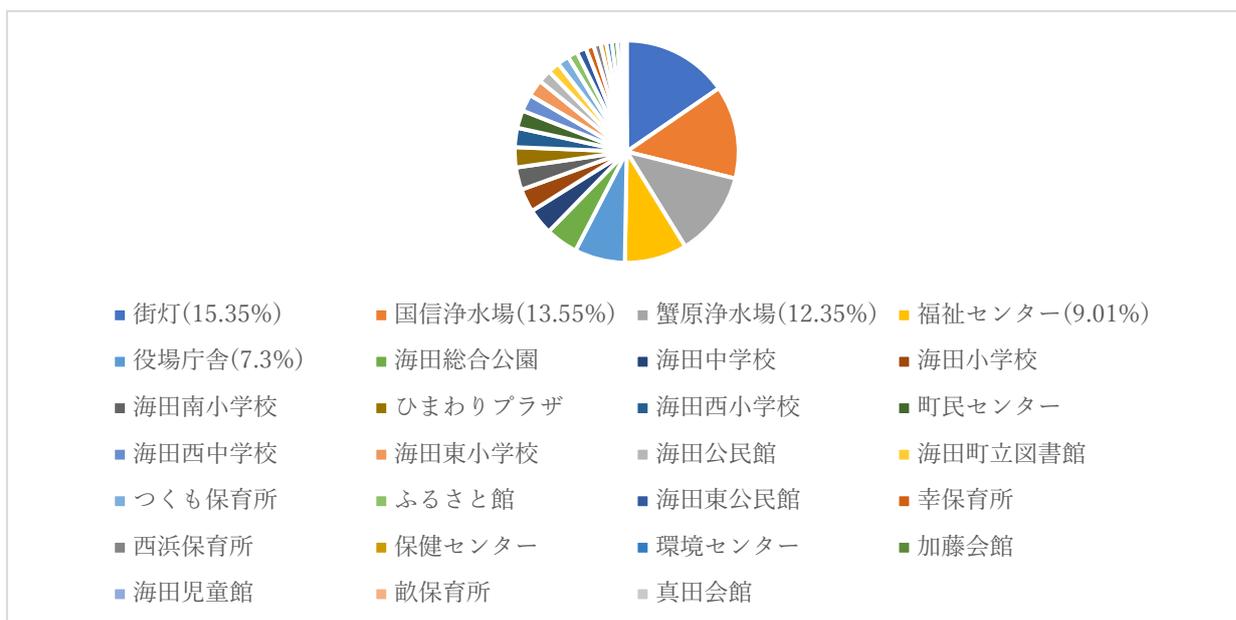


### 3 温室効果ガスの排出状況

#### (1) 「温室効果ガス総排出量」

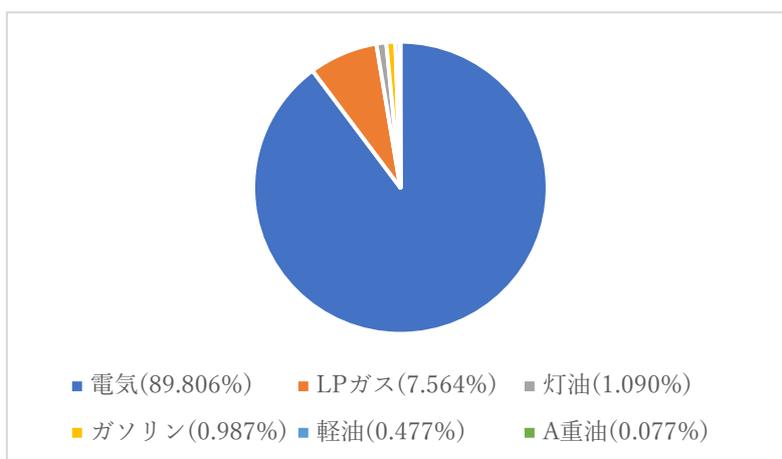
海田町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、**3354.32t-CO<sub>2</sub>**（一部推計使用量値を含む。）となっています。

施設別では、**街灯**が全体の**15.35%**を占め、次いで**国信浄水場**が**13.55%**、**蟹原浄水場**が**12.35%**、**福祉センター**が**9.01%**、**役場庁舎**が**7.3%**となっています。



#### 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013年度）

また、エネルギー種別では、電気が全体の**89.81%**を占め、次いで都市ガス**7.564%**、その他となっています。



#### エネルギー種別別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013年度）

施設別二酸化炭素排出量

施設	排出量 (kgCO2)	割合
街灯	514947.8	15.35%
国信浄水場	454492.372	13.55%
蟹原浄水場	414348.794	12.35%
福祉センター	302168.283	9.01%
役場庁舎	244718.7207	7.30%
海田総合公園	157459.2875	4.69%
海田中学校	127105.338	3.79%
海田小学校	114057.156	3.40%
海田南小学校	109385.8574	3.26%
ひまわりプラザ	98435.339	2.93%
海田西小学校	93985.454	2.80%
町民センター	86082.5745	2.57%
海田西中学校	82642.905	2.46%
海田東小学校	82508.179	2.46%
海田公民館	63068.01174	1.88%
海田町立図書館	57689.684	1.72%
つくも保育所	57274.29203	1.71%
ふるさと館	47661.537	1.42%
海田東公民館	46790.21621	1.39%
幸保育所	39052.13714	1.16%
西浜保育所	34609.63593	1.03%
保健センター	27283.174	0.81%
環境センター	27104.205	0.81%
加藤会館	26058.717	0.78%
海田児童館	23214.02705	0.69%
畝保育所	16285.42109	0.49%
真田会館	5894.253363	0.18%

エネルギー種別別二酸化炭素排出量

エネルギー種別	排出量 (kgCO2)	割合
電気	3012384.675	89.806%
LPガス	253704.4717	7.564%
灯油	36567.94846	1.090%
ガソリン	33108.36654	0.987%
軽油	15983.4096	0.477%
A重油	2574.5	0.077%

#### 4 温室効果ガスの排出削減目標

##### (1) 目標設定の考え方

国の実行計画等を踏まえて、海田町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

##### (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で46%削減することを目標とします。

#### 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	3354.32 t-CO <sub>2</sub>	1542.99 t-CO <sub>2</sub>
削減率	—	46%

#### 5 目標達成に向けた取組

##### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量とガス・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

##### (2) 具体的な取組内容

###### ア 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- 電気エネルギー利用の抑制を意識した節電を推進します。
- 節電機能がある機器は、省エネ設定を行います。

###### イ 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- LED等の高効率照明への更新を進めます。

#### ウ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- グリーン購入基準に基づいた物品や低公害車等の調達を進めます。
- 温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を検討します。

#### エ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 町に適した再生可能エネルギーを利用した設備の導入を積極的に検討します。

#### オ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

### 6 進捗管理体制と進捗状況の公表

#### (1) 推進体制

ア 原則として全施設（P4の表参照）が主体的に取り組むこととします。

イ 実行計画の推進は、町民生活課が総合調整を行います。

ウ 実行計画の実行性を確保するため、各施設に推進責任者を置き、取り組み状況の把握及び管理、実行計画の周知徹底を推進します。

エ グリーン購入については、物品契約の担当部署において推進するとともに、各職員は積極的に情報提供に努めます。

#### (2) 点検・評価・見直し体制

海田町事務事業編は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、海田町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

ア 毎年の PDCA

海田町事務事業編の進捗状況は、推進責任者が町民生活課に対して定期的に報告を行います。町民生活課はその結果を整理して毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、その結果を各部署にフィードバックし、各部署において次年度に必要な取組の方針を決定します。

イ 見直し予定時期までの期間内における PDCA

町民生活課は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2027年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2028年度に海田町事務事業編の改定を行います。

(3) 進捗状況の公表

海田町事務事業編の進捗状況は、海田町の広報紙やホームページ等で毎年公表します。